

小方小学校跡地の活用案

小方小学校跡地は、広島市側から岩国市側にかけて、A、B、Cの3つの地区に分けて活用する案を整理しました。

A地区（民間事業用地）

小方地区のまちづくり基本構想の基本方針につながる活用をする民間事業者へ、令和6年度中に売却もしくは賃貸として公募することを考えています。面積としては、約5000㎡、約7000㎡を考慮していますが、詳細については、現時点では未定です。

B地区

（中高層住居・小規模商業施設用地）

JR小方新駅の開業時期にあわせてマンションなどの中高層住居の需要が高まることが想定されるため売却することを考えています。

また、生活面を支えるコンビニエンスストアなどの店舗があることで、住む場所としての魅力が増してきますので、そうした店舗の出店も可能となるよう小規模商業施設も合わせて位置付けています。

マンションなどが建設されれば、JR小方新駅の乗降客数も増加することが見込めるとともに、人口減少対策や基本構想に掲げた「住まい」「子育て」「賑わい」の3本柱のまちづくりにもつながると考えています。

C地区

（小方新駅周辺等住民代替用地）

現在、JR小方新駅の設置については、JR西日本株式会社と相談している段階であり、設置が確定したものではありません。

しかし、JR小方新駅を整備するとなった場合、新駅周辺ゾーンに住するいずれかの方には、移転などの影響があり、その方々のご理解・ご協力は不可欠です。そのため、その方々の負担が少しでも軽減できるよう、現在の居住地の近くに移住でき

平成28年度に策定した「小方地区のまちづくり基本構想」の核となる、小方小・中学校跡地の活用案について、2月8日に市民説明会を開催しました。

気になる大竹 気にいる大竹 小方地区のまちづくり事業 小方小・中学校跡地の活用案 市民説明会を開きました——

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2125

小方小・中学校跡地活用案図



る場所を確保する必要があると考え、代替用地として位置づけました。

小方中学校跡地の活用案

小方中学校跡地であるD地区については、総合市民会館の総合体育館部分と旧小方中学校体育館を統合し、道の駅の一部を体育館としたスポーツ・体験型の道の駅を整備し、晴海臨海公園と一体としたスポーツ拠点とする考えです。

なお、スポーツ・体験型の道の駅のイメージとしては、一般的な道の駅

のイメージである農産物や海産物の販売に加えて例えば、気軽に体育館で卓球、バトミントン、バスケットなどができ、または施設全体がアスレチックやレジャー施設などの遊び体験ができるなど、スポーツや体を動かす体験をメインにした全国的にも特徴のある道の駅を考えています。

具体的には、道の駅基本構想・基本計画の策定（令和6年度～令和7年度）の中で検討していきます。

2月8日の市民説明会での質疑や資料などは、市ホームページに掲載しています。

トップページ>組織から探す>総務部>企画財政課>業務案内>まちづくりの計画や戦略・行財政改革>小方地区のまちづくり>小方地区のまちづくり事業について市民説明会を開催しました。



QRコードからも検索できます。

JR小方新駅設置検討（需要予測） 住民アンケートを実施

問い合わせ 都市計画課 ☎59-2167

市では、JR西日本に新駅の設置を検討してもらうため、住民アンケートや企業ヒアリング、施設利用者アンケートなど、新駅利用者の予測を行うために必要な調査を行いました。今回は、住民アンケートの結果の一部を紹介します。

住民アンケートは、令和5年9月20日から10月20日の約1カ月間行いました。対象者は、JR小方新駅を利用する可能性が高い小方中学校区に居住している15歳以上の方とし、無作為で抽出した2500人に送付しました。

その結果、半数以上の1402人から回答があり、設問「新駅設置時の鉄道の利用意向について」では、69.2%と約7割の方が「使うまたは使う可能性がある」との回答でした。

【アンケート結果】

対象範囲・配布数・有効回答数	人数	住民全体における割合	アンケート配布数における割合
小方中学校区住民(R5.9)	7,818人	100.0%	
アンケート配布数(R5.9)	2,500人	32.0%	100.0%
有効回答数(R5.10)	1,402人	17.9%	56.1%

新駅設置時の鉄道の利用意向	人数	割合
使うまたは使う可能性がある	970人	69.2%
使わない	398人	28.4%
無回答	34人	2.4%
合計	1,402人	100.0%



アンケート結果については、市ホームページで公開していますので、ご覧ください。QRコードからも検索できます。

トップページ>組織から探す>建設部>都市計画課>業務案内>都市計画>小方地区のまちづくり関連>「小方地区のまちづくり基本構想」関連 JR 小方新駅設置検討に係る住民アンケートの集計結果について



大竹市は、令和6年9月1日に市制施行70周年を迎えます。この記念すべき日を、市全体で盛り上げ、ふるさと大竹への愛着心を深めていただくため、市民の皆さんから幸せあふれる未来のまちづくりにつながるようなさまざまな記念事業を募集し、助成金を交付します。

助成金の交付条件

上限額
申請1件につき20万円
(予算の範囲内で決定)

募集期間

4月8日(月)～6月28日(金)

※応募件数などによっては期間を延長することもあります。

応募資格

3人以上で、市内を中心に活動する団体(代表者および会則などを定めていること)

あなたのアイデアで
幸せあふれるまちに

募集 市制施行70周年記念 市民提案事業

問い合わせ 自治振興課 ☎5921442



表2 「未来にあふれる8つの幸せ」(大竹市まちづくり基本構想)

現在のまちの良さや、市民が感じている幸せを守り、より高めていくために、何十年先の未来でも実現していただきたいまちの姿です。市民の皆さんならではのアイデアをお待ちしています。

未来にあふれる8つの幸せ 何十年先の未来でも実現していただきたいまちの姿	
1 豊かな自然と共存できる幸せ	水と緑に囲まれ心地よい空気に満ち、多くの人々が訪れています。人と自然が共存し、豊かな恵みによって暮らしが営まれています。
2 笑顔と優しさに包まれる幸せ	あたたかさに包まれ、笑顔があふれています。みんなで見守り、支え合い、自分らしい生き方ができています。
3 活気とにぎわいにあふれる幸せ	商工業が活気にあふれ、まちがにぎわっています。やりがいにあふれ、誰もが充実感を持って過ごしています。
4 子どもが健やかに育つ幸せ	子育ての喜びに包まれながら、子どもたちが健やかに育っています。
5 生涯安心して暮らせる幸せ	保健・医療・福祉が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
6 安全で快適に過ごせる幸せ	道路や交通機関など暮らしに必要なものが整い、住みやすさを感じられます。犯罪や事故の少ない安全な暮らしが守られています。
7 大好きなまちで生きられる幸せ	まちの歴史を大切に、新たな文化を育んでいく気概に満ちています。誰もが大竹への愛着と誇りを持ち、心豊かに生活しています。
8 学び、成長できる幸せ	教育が充実し、大竹で生まれ育った多くの人たちが広く社会で活躍しています。学び、挑戦し、成長できる環境の中で、誰もが輝いています。

大竹市まちづくり基本構想とは



基本構想は、幸せあふれる大竹市の未来づくりに向けて、「こんなまちにしよう」という想いと決意を宣言した計画です。

全ての市民が共有するまちづくりの理念であり、市民にとっての幸せとは何か、またそれをどのようにして生み出していくかを市全体で考え、行動していくための出発点となるものです。

県広報コンクール 写真部門で最優秀賞受賞

問い合わせ 企画財政課 ☎5921224

令和5年度広島県広報コンクールで、「広報おたけ」の令和5年11月号の表紙写真が写真部門(一枚写真の部)で最優秀賞を受賞しました。写真部門での最優秀賞受賞は令和2年度以来です。

審査員からは「神興をかつぐ人の並びもきれいに計算しており、後ろの人まで映っている。迫力がありながらも、整理されている写真」などの講評がありました。

取材や撮影にご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

※県コンクールの結果は、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ検索はこちら

提案事業 Q & A

Q 目的は

A 先人たちが築き、残してくれた大竹市を、さらに幸せ感の高いまちとして、未来にあふれる8つの幸せを実現するために、市民の皆さんの思いが込められた市制施行70周年記念事業を実施することで、まちづくりの原動力となる「まちへの愛着心」を深めてもらうことを目的としています。

Q 事業の流れは

- A
- ①申請
申請団体は、提案事業申請書と関係書類を自治振興課窓口に出します。
 - ②審査
申請順に交付決定基準を満たしているかの審査を行います。
 - ③決定通知
審査結果(交付または不交付)を申請団体に通知します。
 - ④助成金請求
助成金の交付が決定された申請団体は、所定の様式により助成金を請求します。
 - ⑤交付
申請団体が指定した口座に助成金を交付します。
 - ⑥実施
申請団体は、事業を実施します。
 - ⑦結果報告
事業終了後、申請団体は事業の実施内容の報告書を提出します。
※助成金が余った場合は市に返還が必要です。

Q 団体をつくるのって難しそう

A これをやりたい!という友人同士でかまいません。まずは相談してください。

対象事業
交付決定日から令和7年3月31日(月)までに、原則として、市内で実施し、完了する事業で、事業名に「市制施行70周年」を掲げた次のいずれかに該当する事業

- ①市制施行70周年を周知する事業
- ②大竹市まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向けた事業(表2)

対象経費
表1のとおり

表1 対象経費 (対象外となる経費については手引きをご覧ください)

報償費	催事などの講師、アドバイザー、出演者または調査・研究を行う専門家などへの謝礼、賞状・記念品に要する費用など
旅費	外部講師・出演者・スタッフなどの活動場所までの交通費や宿泊費など
需用費	機材・資材などの購入費、チラシ・ポスター・報告書などの印刷製本費、消耗品費など
役務費	通訳料、翻訳料、原稿料、切手代などの通信運搬に係る経費、保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械などの賃借料など
その他経費	その他市長が必要と認める経費

対象外の事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外です。

- ①法令および公序良俗に反する
- ②不当な利益を得るために利用されるおそれがある
- ③特定の政治、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがある
- ④市の品位を損ね、または正しい理解を妨げる
- ⑤市の信用を失墜させ、または損害を与えるおそれがある
- ⑥助成金が、団体またはグループそのものの運営経費に充てられ、事業性がない
- ⑦国、地方公共団体(本市を含む。)、または民間の助成団体が実施する他の財政的支援制度の対象となっている
- ⑧その他承認することが不適当と認められる